

## 付 議 第 1 号

### へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成 16 年高知県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則**

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の中土佐町の項を次のように改める。

中土佐町	大野見小学校	平成22年4月1日
	大野見中学校	〃
	中土佐町立学校給食センター	〃

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

別表第1(第2条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1級	略	略	略
	高岡郡 中土佐町	大野見小学校	平成22年4月1日
		大野見中学校	//
		中土佐町立学校給食センター	//
	略	略	略
略	略	略	略

別表第1(第2条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1級	略	略	略
	高岡郡 中土佐町	矢井賀小学校	平成18年1月1日
		大野見小学校	平成22年4月1日
		大野見中学校	//
		中土佐町立学校給食センター	//
	略	略	略
略	略	略	略



参考資料3

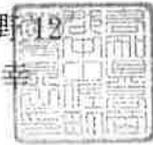
令元中土佐教第0176号

令和元年6月18日

高知県教育委員会小中学校課長 様

高知県高岡郡中土佐町大野見吉野12

中土佐町教育長 岡村 光 幸



廃校届出書

次の学校の廃止があったので、学校教育法施行規則第1.5条及び高知県学校教育法施行細則第9条により、届け出ます。

学 校 名	中土佐町立矢井賀小学校
廃止の理由	児童の入学が見込めないため
廃止年月日	令和元年6月30日

○へき地等学校等を指定する規則(抜粋)

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「条例」という。)第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(へき地学校等)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校等は、別表第 1 の第 1 欄に定める級地及び同表の第 2 欄に定める所在市町村ごとに同表の第 4 欄に定める指定日に指定した同表の第 3 欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(へき地学校に準ずる学校等)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第 2 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(特別の地域に所在する学校等)

第 4 条 条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第 3 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

○公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(へき地手当)

第 15 条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校等」という。)に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

(へき地手当に準ずる手当)

第 15 条の 2 職員が学校若しくは共同調理場(以下この条において「学校等」という。)を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等(以下この条において「へき地等学校等」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転(以下この条において「異動等」という。)の日から 3 年以内の期間(当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額額の 100 分の 4 を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。